

# 文教福祉委員会

保健福祉部	117	教育委員会	203
1. 救急医療情報	117	1. 佐賀市教育基本計画	203
2. 保健予防	123	2. 教育委員	204
3. 佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」	127	3. 就学前からの教育の充実	204
4. 少子化への対応	131	4. 少子化への対応	225
5. 母子保健計画「すこやか親子計画」の策定	135	5. 文化活動の促進・伝統文化の継承	237
6. 母子保健	138	6. 佐賀市文化会館・佐賀市民会館	239
7. 予防接種事業	143	7. 佐賀市立東与賀文化ホール (東与賀ふれあい館)	242
8. 佐賀市保健福祉会館	144	8. 家庭・地域の教育力の向上	243
9. 佐賀勤労者総合福祉センター	145	9. 生涯学習	248
10. 佐賀市健康運動センター	146	10. 図書館	258
11. 高齢者福祉	149	11. 魅力ある文化の醸成	265
12. 障がい者の福祉	166	12. 市民スポーツ	274
13. その他の福祉	173		
14. 民生委員・児童委員	175		
15. 生活保護	178		
16. 人権・同和政策	181		
17. 国民健康保険	184		
18. 国民年金	192		
佐賀市立富士大和温泉病院	199		
1. 施設概要	199		
2. 事業概要	199		
3. 業務状況	200		
4. 平成20年度決算状況	201		

# 保健福祉部

## 1. 救急医療情報

### (1) 在宅当番医制度 2-5

昭和40年11月1日から佐賀市医師会が、自主的に日曜在宅医制度を取り入れ、内科3・外科1・婦人科1を一組として日曜日当番による診療を開始したのが、この制度の始まりである。その後、昭和50年から日曜在宅医の案内を行うため、市衛生課にテレホンサービスを設け、事業の充実を図った。さらに平成3年10月から、佐賀市医師会の自主的な社会活動として夜間救急在宅医当番制が開始された。

救急時の初期医療（プライマリ・ケア）は、初期症状の患者を診察し、将来重篤な疾病に移行するか否かの判断等、適切な処置を講じなければならない。それゆえ、救急医療体制の基盤となる第1次救急医療体制（在宅当番医制）の整備は、極めて重要なものであり、昭和52年度から国・県の補助制度が設けられたことに伴い定額助成、現在は委託事業として実施している。

※ 1当番日につき、内科：4医療機関、外科：2医療機関を整備する。

※ 日曜・祝日在宅医テレホンサービス案内 TEL 0952-30-0114

※ 平成16年度より国・県補助金は廃止

・診療科目別内訳（平成20年度） （佐賀地区）

診療科目	① 佐賀市民	② その他	合計①+②	割合
内科・小児科	6,268人	1,095人	7,363人	61.5%
外科・整形外科・脳神経外科	2,759	756	3,515	29.3
その他	804	299	1,103	9.2
合計	9,831	2,150	11,981	100.0

・初診、再診別内訳

初診・再診の別	診療科目	佐賀市民	その他	合計
		①	②	①+②
初診患者	内科・小児科	4,478人	764人	5,242人
	外科・整形外科・脳神経外科	1,980	613	2,593
	その他	358	182	540
	小計	6,816	1,559	8,375
再診患者	内科・小児科	1,790	331	2,121
	外科・整形外科・脳神経外科	779	143	922
	その他	446	117	563
	小計	3,015	591	3,606
合計	9,831	2,150	11,981	

## (2) 病院群輪番制病院 2 - 5

二次救急医療体制（病院群輪番制）は、昭和54年度から佐賀市・郡の広域圏で一次救急医療体制（在宅当番医制）の後方体制として、内科1・外科1を1組としてスタートし、現在は、佐賀市・多久市・小城市の3市で運営している。事業内容は、日曜祝日及び年末年始に診療機関から転送される患者を参加病院が輪番で診療にあたる制度で、56年度から新たに多久市が参加している。

事務局は佐賀市に設置し、圏内市町（2市）からの負担金の徴収、参加病院への補助金の交付等の事務を行っている。

（注） 三次救急医療体制については、全県下を一つの圏域と考え、県立病院好生館の館内に最重篤な救急患者の受入れ施設として救命救急センターが設置され、脳血管障害・心筋梗塞・頭部外傷等に対応できる高度医療機器の整備、機能の充実が図られている。

また、昭和60年には佐賀大学医学部附属病院にも救急部が設けられ、救命救急センターと同様の機能を果たしている。

### ① 病院群輪番制病院診療科目別患者数調べ（平成20年度）

#### ア. 患者数等（佐賀地区）

（単位：人）

内 訳	内 科	小 児 科	外 科 整形外科	産婦人科	そ の 他	合 計
入 院	52	2	28	8	11	101
外 来	1,792	45	812	66	165	2,880
合 計	1,844	47	840	74	176	2,981

#### イ. 取扱患者の来院・方法別内訳

（単位：人）

内 訳	初期救急医療施設からの転送			そ の 他			合 計 ①+②
	救急車	その他	小計①	救急車	その他	小計②	
入 院	1	3	4	33	64	97	101
外 来	2	5	7	85	2,788	2,873	2,880
合 計	3	8	11	118	2,852	2,970	2,981

## (3) 救急医療情報システム

昭和57年3月1日から県、県医師会及び県内市町村がそれぞれ出資し、財団法人「佐賀県救急医療財団」を設立、救急医療情報システムの供用を開始した。その後、平成4年3月には、双方向性多機能端末の設置や情報のリアルタイム化などシステムの更新を行い、集信業務及び照会業務の充実を図ってきた。

また、平成14年度からインターネットの採用等メディアの拡充を図り、サービスの向上に努めた。

当該救急医療情報システムは、医療機関、中央情報センター、各地区消防本部を相互に専用回線（オンライン）で結び、医療機関の応需可否状況、その他救急医療及び患者の搬送等に必要な医療情報を適確に提供するものである。また、県民は、地区消防本部へ問い合わせることにより、同シ

システムの正確な医療情報を速やかに入手することができる。

救急医療情報システムの運営は平成19年度から佐賀県広域災害・救急医療情報センター（佐賀県）で行われており、運営費については、国の負担金のほか、経費の一部を県内市町が負担した。

(4) 休日歯科診療所 2-5

休日等における救急歯科診療体制の整備を行うため、佐賀市が開設者となり佐賀市歯科医師会館の一部を借用し、施設・医療機械等を整備後、昭和61年8月3日に佐賀市休日救急歯科診療所を開設した。

以降、平成12年4月8日に「ほほえみ館」東側に開設した「佐賀市休日等急患センター」内へ移設した後、平成15年1月12日に「佐賀市休日等急患センター」内から「ほほえみ館」内へ移設している。

平成18年4月1日からは、佐賀市歯科医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

① 休日歯科診療所の概要

名 称	佐賀市休日歯科診療所
所 在 地	佐賀市兵庫町大字藤木1006-1
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	社団法人 佐賀市歯科医師会
設 立 年 月 日	昭和61年8月3日
延 床 面 積	82.58㎡
診 療 日	日曜日、国民の祝日及び1月2日・3日、8月15日、12月31日
診 療 時 間	午前9時30分～午後4時まで
電 話	0952-36-9164

② 休日歯科診療所の診療状況（平成20年度）

月	休日数 (日)	患 者 数 (人)						
		総 数	地 区 別					
			佐 賀 市	神 埼 市	吉野ヶ里町	小 城 市	多 久 市	そ の 他
4月	5	48	33	2	2	5	2	4
5月	7	145	108	11	4	10	0	12
6月	5	52	38	2	0	5	3	4
7月	5	57	39	7	2	3	2	4
8月	6	85	43	8	1	14	5	14
9月	6	81	53	5	1	10	1	11
10月	5	63	47	5	1	6	1	3
11月	7	86	64	5	2	8	2	5
12月	6	118	80	5	3	8	3	19
1月	8	172	109	9	2	19	6	27
2月	5	61	39	7	0	9	0	6
3月	6	64	40	9	3	5	1	6
合計	71	1,032	693	75	21	102	26	115

(5) 休日夜間こども診療所 2-5

休日の昼夜間における小児科の急病患者について初期救急医療を確保し、子育てに対する親の不安感、負担感の解消・軽減を図るため、平成12年4月8日より佐賀市休日夜間こども診療所を開設した。

開設当初は、「土曜日」及び「日曜・祝日」の診療であったが、平成17年9月1日から「平日夜間」（午後8時から午後10時まで）の診療を開始しており、小児初期救急医療体制の充実並びに第2次・第3次救急医療体制との連携について強化を図っている。

平成18年4月1日からは、佐賀市医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

① 休日夜間こども診療所の概要

名 称	佐賀市休日夜間こども診療所
所 在 地	佐賀市兵庫町大字藤木1006-1
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	社団法人 佐賀市医師会
設 立 年 月 日	平成12年4月8日
延 床 面 積	230.63㎡
診 療 日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び1月2日・3日、12月31日及び左記以外の日
診 療 時 間	土 曜 日：午後5時～午後10時まで 日 曜 ・ 祝 日：午前9時～午後10時まで 平 日：午後8時～午後10時まで
電 話	0952-36-9174

② 休日夜間こども診療所の市町別患者数 (単位：人)

市町村名	17 年 度			18 年 度			19 年 度			20 年 度		
	平日	土・休日	合計									
佐 賀 市	967	7,612	8,579	1,758	8,028	9,786	1,977	8,116	10,093	2,071	7,534	9,605
多 久 市	21	299	320	60	325	385	60	305	365	83	337	420
小 城 市	148	1,300	1,448	308	1,303	1,611	321	1,575	1,896	340	1,361	1,701
神 埼 市	85	636	721	117	569	686	169	873	1,042	217	906	1,123
吉野ヶ里町	12	121	133	22	139	161	34	180	214	36	172	208
その他県内	38	614	652	87	510	597	88	599	687	112	593	705
県 外	29	642	671	74	598	672	83	640	723	68	593	661
合 計	1,300	11,224	12,524	2,426	11,472	13,898	2,732	12,288	15,020	2,927	10,903	14,423

※ 平日の診療は、平成17年9月1日から開始している。

③ 休日夜間こども診療所の運営費(事業費と委託料)

年 度	運営事業費	運営委託料
20 年 度	131,577,378円	0 円

\*平成20年度については、決算が黒字であったため、委託料は0円となった。

(6) 看護師育成支援事業 2 - 5

平成18年の診療報酬の改定で新たな看護師の配置基準が設けられ、地域医療を担う中小病院では看護師不足の問題が生じている。

このため、佐賀市医師会立看護専門学校に対し運営費の一部を助成し、看護学生の経済的負担の軽減と、看護教育の充実を図り、看護師及び准看護師の養成を行った。

この支援事業は、佐賀中部保健医療圏の4市1町（佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町）で取り組み、補助金に関する事務を佐賀市で行った。

① 補助金額

年 度	補助金総額	うち佐賀市負担分	算 定 基 礎 (1,000円未満切捨て)
20 年 度	9,046,000円	5,868,895円	36,185,000円（平成18年度佐賀県看護師等養成所運営費補助金）× 1/4

② 佐賀市医師会立看護専門学校生徒数（平成21年3月現在） (単位：人)

課 程	生 徒 定 員				生 徒 数			
	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
看護専門課程(看護科)	95	95	95	285	89	91	89	269
看護高等課程(准看護科)	100	100	/	200	90	82	/	172
合 計	195	195	95	485	179	173	89	441

③ 卒業生の進路状況

区 分		20 年 度		
		専門課程	高等課程	計
就 職	佐 賀 市	40	46	86
	多 久 市	1	4	5
	小 城 市	7	6	13
	神 埼 市	3	1	4
	吉野ヶ里町	0	0	0
	その他県内	7	6	13
	県 外	24	3	27
	小 計	82	66	148
進 学		1	5	6
その他（未就職等）		3	10	13
合 計		86	81	167

## 2. 保健予防

### 概 要

生活水準の向上や医学の進歩により平均寿命は伸びていますが、人口の高齢化とともに疾病構造が変化し、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病など、日常の食生活や運動等に起因する「生活習慣病」が増大し大きな健康課題となっています。

本市においても「健康であること」を実現するため、生活習慣改善のための情報提供や支援、運動や栄養に関する指導の推進、「予防」するための環境整備、また、疾病の早期発見・早期治療のため健（検）診の受診勧奨やメタボリック・シンドロームに着目した保健指導の充実等を図っていきます。

### 主要死因別死亡者数・死亡割合

平成19年 死 因 別 死亡順位	死 因	19 年 度	
		人	%
第1位	悪 性 新 生 物	722	32.3
2	心 疾 患	331	14.8
3	肺 炎	258	11.6
4	脳 血 管 疾 患	240	10.7
5	不 慮 の 事 故	77	3.4
6	自 殺	56	2.5
7	老 衰	46	2.1
8	慢性閉塞性肺疾患	38	1.7
9	腎 不 全	34	1.5
10	肝 疾 患	27	1.2
10	結 核	14	0.6
12	糖 尿 病	11	0.5
その他	そ の 他	379	17.1
	合 計	2,233	100.0

(1) 健康診査事業・結核予防事業の実施状況（平成20年度）

健（検）診の種類	対象者	健（検）診内容	1人当たりの経費（税込） （委託の場合は委託費）（円）	
特定健診	佐賀市国保加入者（40歳～74歳）	問診、身体計測、腹囲、血圧、尿、血液検査（10項目）、選択項目（心電図・眼底・貧血）	（集団）	4,600
			（個別）	6,500
健康診査（生保）	生活保護受給者（40歳以上）	特定健診の項目に準ずる（生活機能評価は実施しない）	（集団）	4,600
			（個別）	6,200

健（検）診の種類	対象者	健（検）診内容	1人当たりの経費（税込） （委託の場合は委託費）（円）	
肝疾患検診 （肝炎ウイルス検査を含む）	30歳以上の者	ウイルス検査のみ	30～39歳のB型C型肝炎検査実施	4,173
			30～39歳のC型のみ	3,874
			30～39歳のB型のみ	2,614
			30～39歳の継続	2,255
			40歳以上のB型C型肝炎検査実施	2,233
			40歳以上のC型のみ	1,929
		40歳以上のB型のみ	359	
結核検診	65歳以上の者	エックス線間接撮影（100×100mm）	（集団）	615
肺がん検診	40歳以上の者	エックス線間接撮影（100×100mm） ハイリスク者には喀たん検査	（読影）	515
			（撮影＋読影）	912
			（喀たん）	1,974
胃がん検診	40歳以上の者	エックス線間接撮影		3,300
子宮がん検診	20歳以上の女性	問診、細胞診、視診	（集団）頸部	2,324
			（個別）頸部	6,472
			頸部・体部	8,409
			頸部細胞診検査	1,098
			頸部・体部細胞診検査	2,196
乳がん検診	40歳以上の女性	問診、視触診、マンモグラフィ検査（40代は2方向、50代以上は1方向）	（集団）視触診のみ	1,230
			視触診+1方向X線検査	3,390
			視触診+2方向X線検査	5,046
			（個別）1方向X線検査	2,160
			2方向X線検査	3,816
		視触診	3,245	
大腸がん検診	40歳以上の者	便潜血反応検査（2日法）	（集団）	1,606
			（個別）	3,333
歯周疾患検診	30歳以上の者	歯科医師の診察及び歯科衛生士のブラッシング指導	歯科医師の診察 （委託）	1,438
			ブラッシング指導（直営）	581
前立腺がん検診	50～79歳までの男性	血液検査、問診	（集団）	1,575
			（個別）	2,982
骨粗鬆症検診	40,45,50,55,60,65,70の女性	問診、エックス線間接撮影	（集団）	1,875
			（個別）	4,733

\* 健（検）診の周知方法…

- (1) 「市報さが」、新聞、テレビ、ホームページ等で広報。
- (2) 「健康カレンダー」を年1回全戸配布。
- (3) 受診勧奨通知（1年後、2年後、節目年齢者等）

自己負担額	受診者数	支援			再掲〔要精密者数〕
		積極的支援	動機付け支援	情報提供	
1,000円	6,035人(100%)	245人(4%)	675人(11.2%)	5,115人(84.8%)	3,244人(53.8%)
	3,986人(100%)	191人(4.8%)	564人(14.1%)	3,231人(81.1%)	2,398人(60.2%)
無料	8人(100%)	0人	0人	8人(100%)	3人(37.5%)
	26人(100%)	1人(3.8%)	1人(3.8%)	24人(92.3%)	12人(46.2%)

自己負担額	受診者数 人	要精密者数(要医療)(率)		要精密・医療内訳(人)			
		人	%	肝がん	肝硬変	慢性肝炎	その他
30～39歳 700円	1,459	41	2.8	肝がん	肝硬変	慢性肝炎	その他
40歳以上は特定健康診査に含まれる				0	0	10	2
無料	4,165	31	0.7	結核		その他	
				1		24	
無料	8,406	123	1.5	肺がん	がん疑い	その他	
				3	6	43	
無料	6,486	815	12.6	胃がん	がん疑い	がん以外の疾患	
				4	1	489	
無料	頸がん 8,748	152	1.7	子宮がん	がん疑い	がん以外の疾患	
				4	0	64	
1,800円 2,600円	体がん 283	9	3.2	乳がん	がん疑い	がん以外の疾患	
				6	0	145	
無料	7,172	745	10.4	大腸がん	がん疑い	がん以外の疾患	
				17	4	277	
無料	1,830	1,601	87.5	/			
500円	1,714	141	8.2	前立腺がん	がん疑い	がん以外の疾患	
				8	0	18	
1,400円 500円	1,311	172	13.1	/			

(2) 感染症の予防と防疫 2-4

感染症の発生状況（佐賀中部保健所管内における感染症発生状況）

（単位：人）

分類	感染症名	平成20年度		平成19年度		平成18年度		平成17年度	
		患者	無症状病原体保有者	患者	無症状病原体保有者	患者	無症状病原体保有者	患者	無症状病原体保有者
2類感染症	結核	63	2	79	2				
	コレラ								
	細菌性赤痢	3	1			1		2	
	パラチフス								
3類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	8	6	44	41	7	4	11	7
4類感染症	A型肝炎			1				1	
	コクシジオイデス症								
	つつが虫病					4			
	テング熱			1		1			
	日本紅斑熱								
	日本脳炎								
	マラリア					1			
	レジオネラ症			1				1	
5類感染症	アメーバ赤痢	1		3				2	
	ウイルス性肝炎（E・A型を除く）								
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）							2	
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1		2		2		2	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症					3			
	後天性免疫不全症候群	3		1				2	
	梅毒	2		1	1	1			
	破傷風			1		1		1	
	総数	81	9	134	44	21	4	24	7

注）5類感染症 後天性免疫不全症候群は佐賀県内報告分。

### 3. 佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」 2-4

本計画は、市政の基本方針を定めた「第一次佐賀市総合計画」に基づき、総合計画の施策の一つである「健康づくりの支援」を推進するための計画として、「佐賀県健康プラン」、「健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）」の基本的方向性を踏まえ、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの計画として策定した。

#### (1) 策定の目的

本市に住むすべての人々が健康でいきいきと生活できる社会を目指し、市民の健康状況や課題を踏まえ、生活習慣病の予防、壮年期死亡（早世）の減少、健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間）の延伸、生活の質の向上を図ることを目的としています。

#### (2) 基本理念

すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現。

#### (3) 基本方針

- ① 一次予防の重視
- ② 二次予防の推進
- ③ 健康づくり支援のための環境整備

#### (4) 計画の期間

2007年度（平成19年度）を初年度とし、2014年度（平成26年度）を目標年度とする8年間の計画とする。また、社会情勢の推移を踏まえて4年目に各分野の見直しを行う。

#### (5) 事業目標及び施策

##### ① 栄養・食生活

**基本目標** 健康的な食生活で元気に過ごそう

- ・食育推進のための知識の普及啓発
- ・食育推進のための食環境の整備

##### ② 身体活動・運動

**基本目標** 運動の大切さを知り、自分にあった運動を楽しもう

- ・生活習慣病を予防する身体活動・運動の普及啓発
- ・いきいき楽しく運動ができるための人づくり
- ・運動を楽しく実践したり、継続するための環境づくり

### ③ こころの健康

**基本目標** ふれあいと安らぎでこころと身体のリフレッシュ

- ・睡眠や休養についての知識の普及啓発
- ・こころの健康相談体制の充実

### ④ たばこ

**基本目標** 煙のないさわやかな空間を広げよう

- ・喫煙の健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及啓発
- ・受動喫煙防止対策の推進
- ・禁煙支援対策の推進

### ⑤ アルコール

**基本目標** アルコールと上手につきあおう

- ・飲酒と健康に関する正しい知識の普及啓発
- ・アルコール問題の相談先の周知及び相談体制の充実

### ⑥ 歯の健康

**基本目標** きちんと手入れし、おいしく噛める歯でいよう

- ・歯の健康に対する正しい知識の普及啓発
- ・歯科検診の充実
- ・歯周疾患予防対策の推進
- ・むし歯予防対策の推進

### ⑦ 健康管理

**基本目標** 自分の健康は自分で維持・向上させよう

- ・自己管理対策の充実
- ・生活習慣病に関する知識の普及啓発
- ・健（検）診後の生活習慣改善指導の充実
- ・各種健康教育の充実

(6) 「いきいきさがし21」評価指標と数値目標

栄養・食生活

評価指標		現状値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	朝食をほとんどとらない人の割合 (週3回以下)	男性	21.1%	16.0%
		女性	12.4%	8.0%
		20歳代男性	41.1%	30.0%
		30歳代男性	26.0%	19.0%
2	緑黄色野菜を毎日食べる人の割合	全体	34.4%	42.0%
3	加糖飲料水を1日1本以上飲む人の割合	20歳代男性	42.5%	35.0%
		30歳代男性	43.0%	35.0%
4	食生活改善推進員(ヘルスマイト)の人数	会員数	630人 (758人)	760人 (910人)
				820人 (990人)

( ) は合併後の南部三町を含む

身体活動・運動

評価指標		現状値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	意識的に身体を動かす人の割合	男性	58.8%	61.0%
		女性	65.8%	68.0%
2	日常的に(週に1回以上)運動・スポーツをしている人の割合	全体 (平成18年4月)	36.6%	41.0%
				45.0%

こころの健康

評価指標		現状値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	ストレスを感じている人の割合	全体	74.5%	62.0%
2	睡眠による休養が取れていない人の割合	全体	20.9%	20.0%
3	自殺による死亡率(人口10万対)	全体	29.2人 (平成16年)	23.2人
				17.2人

たばこ

評価指標		現状値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	喫煙率(市民アンケート)	男性	39.4%	32.0%
		女性	9.2%	7.0%
		30~59歳男性	44.6%	36.0%
2	禁煙・完全分煙施設認証数	佐賀市	295件 (H17年度末) (323件)	350件 (385件)
				400件 (440件)
3	正しい知識を持っている人の割合	肺がん	83.7%	90.0%
		ぜんそく・気管支炎	77.7%	90.0%
		心臓病	59.3%	80.0%
		脳卒中	59.3%	80.0%
		胃潰瘍	45.0%	80.0%
		妊婦への影響	85.1%	90.0%
		歯周病	47.2%	80.0%

( ) は合併後の南部三町を含む

アルコール

評価指標		現 状 値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	1日に3合以上飲酒する人の割合	男女 8.3% 3.2%	5.0% 2.0%	3.0% 1.0%
2	毎日飲酒している人の割合	男女 49.5% 19.0%	45.0% 17.0%	40.0% 15.0%

歯の健康

評価指標		現 状 値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	定期的な歯石除去や歯みがき回数の個人指導をうける人の割合（年1回以上）	全 体 22.0%	27.0%	32.0%
2	1日の歯みがき回数が2回以上の人の割合	男女 56.1% 82.1%	60.0% 85.0%	65.0% 90.0%
3	3歳児の一人平均むし歯数	全 体 1.87本	1.60本	1.40本
4	むし歯のない3歳児の割合	全 体 59.1%	63.0%	65.0%

健康管理

評価指標		現 状 値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	昨年1年間に健康診断を受診した人の割合（40歳以上）	男女 70.4% 59.4%	85.0% 70.0%	90.0% 80.0%
2	毎日体重を測定する人の割合	全 体 16.1%	25.0%	30.0%
3	BMI25以上の人の割合	男 性 25.8% 女 性 15.6% 30歳代男性 33.3% 40歳代男性 33.3%	20.0% 13.0% 28.0% 28.0%	15.0% 10.0% 23.0% 23.0%
4	かかりつけ医療機関を持つ人の割合	全 体 72.9% (平成18年度)	76.0%	80.0%
5	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を知っている人の割合	全 体 —	80.0%	90.0%
6	精密検査受診率の増加	胃がん検診 85.4% 肺がん検診 79.6% 大腸がん検診 71.9% 子宮がん検診 73.0% 乳がん検診 89.2%	90.0% 90.0% 85.0% 85.0% 95.0%	100% 100% 100% 100% 100%
7	市の健診におけるHbA1cが5.6以上の人の割合	男女 性 性 設 定	平成20年度 設 定	調査後設定 調査後設定
8	市の健診におけるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	男女 性 性 設 定	平成20年度 設 定	調査後設定 調査後設定

## 4. 少子化への対応

### (1) ひとり親家庭への支援 4-1

#### ① 児童扶養手当の給付

児童扶養手当は、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童の養育者に支給。

#### (ア) 支給要件児童

- ア 父母が離婚した後、父親と別れて生活している児童
- イ 父が死亡、又は父が行方不明の児童
- ウ 父が一定以上の障がいの状態にある児童
- エ 1年以上にわたり引き続き父から遺棄されている児童
- オ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- カ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童

- ※ 児童とは ①満18歳に到達後の最初の年度末までの者  
②一定以上の障がいをもつ満20歳未満の者

#### (イ) 支給方法

年3回（4月・8月・12月）支給月の11日に、前月分までを支給。

#### (ウ) 所得制限限度額

受給者本人や扶養義務者（受給者と同居している父母など）等の前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）の所得額が、下記限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年7月分まで）の手当の支給が停止となる。

なお、受給者及び児童の受け取った養育費の8割が受給者の所得額に加算される。

扶養親族等の数	本 人		配 偶 者 及 び 扶 養 義 務 者
	全部支給される者	一部支給される者	
0 人	190 千円	1,920 千円	2,360 千円
1 人	570 千円	2,300 千円	2,740 千円
2 人	950 千円	2,680 千円	3,120 千円
3 人	1,330 千円	3,060 千円	3,500 千円
4 人	1,710 千円	3,440 千円	3,880 千円
5 人	2,090 千円	3,820 千円	4,260 千円

#### (エ) 手当額

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定される。（平成20年4月分から）

区 分	全部支給される者	一 部 支 給 さ れ る 者
児 童 1 人 目	月額 41,720円	月額 41,710円～9,850円 (受給者の所得額によって異なります。)
児 童 2 人 目	5,000円加算	
児 童 3 人 目 以 降	児童が1人増すごとに3,000円加算	

## (㊦) 児童扶養手当受給者数

(各年度3月31日現在)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受給者数(全部・一部)	1,967人	2,215人	2,243人
受給対象児童数	3,093人	3,473人	3,553人
受給資格者数	2,124人	2,413人	2,448人

※ 受給資格者数は全部停止者を含む人数

## ② ひとり親家庭等医療費の助成等

ひとり親家庭の生活の安定と健康の向上を図るため、入院・通院に要する医療費の自己負担分の一部を助成。

## (㍑) 対象者(所得制限あり)

- ア 母子家庭の母と児童
- イ 父子家庭の父と児童
- ウ 父母のいない児童
- エ 一人暮らしの寡婦

## (㍒) 助成対象

医療保険各法に規定する以下のもののうち、保険給付を受ける者が負担すべき額(一部負担金等)。

ただし、受給者が1か月に支払った一部負担金の合計額が500円を超えている場合に限り、その合計額から500円を控除した額を助成。

・療養の給付	・療養費
・保険外併用療養費	・訪問看護療養費
・家族療養費	・家族訪問看護療養費
・高額療養費	

## (㍓) 所得制限

本人や扶養義務者の前年の所得が、次表の所得制限の限度額を超えた場合、助成対象者にならない。

所得制限の限度額(平成15年8月以降分)

単位:千円

扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得制限の限度額 (本人)	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820

(㉔) 助成実績

区 分		平成 20 年 度	
		件 数	助 成 額
母 子	母	23,847件	63,304,575円
	児 童	26,420件	47,367,821円
父 子	父	565件	2,250,296円
	児 童	874件	1,666,497円
単 身 の 寡 婦		5,334件	15,566,399円
合 計		57,040件	130,155,588円

(2) 子育て家庭への経済的支援 4 - 1

① 児童手当の給付

児童手当は、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため、小学校修了前の児童を養育している者に支給する。

(ア) 支給要件 小学校修了前の児童を養育していること（所得制限あり）

(イ) 手当の額（平成19年4月から）

3歳未満の児童 一律 月額 10,000円

3歳以上の児童

1人目・2人目の児童	月額	5,000円
3人目以降の児童	月額	10,000円

(ウ) 支給時期 毎年6月・10月・2月に、前月分までを支給

(エ) 所得の制限（平成18年4月から）

受給申請者の前年の所得が、下表の限度額以上の場合は支給されない。

扶養親族等の数	児 童 手 当 所 得 額	特 例 給 付 所 得 額
0 人	460 万円	532 万円
1 人	498 万円	570 万円
2 人	536 万円	608 万円
3 人	574 万円	646 万円
4 人	612 万円	684 万円
5 人	650 万円	722 万円

(オ) 受給対象児童数（平成21年3月31日現在）

区 分	平成20年度
1人目の児童数	10,971人
2人目の児童数	8,411人
3人目以降の児童数	3,529人
合 計	22,911人

② 乳幼児医療費の助成

乳幼児の健全な育成を図るため、小学校就学前までの医療費の自己負担分を助成する。

(ア) 助成対象者

小学校就学前まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の乳幼児。

(イ) 助成対象医療

〈3歳未満〉 ・全診療科目（入院、通院、調剤）〔1医療機関ごと1月あたり個人負担300円。但し、調剤は一部負担金を全額助成。〕

〈3歳以上就学前〉 ・歯科診療（入院、通院、調剤）〔1医療機関ごと1月あたり個人負担300円。但し、調剤は一部負担金を全額助成。〕

・医科診療（入院のみ）〔個人負担半額〕

※保険診療による一部負担金を助成

(ウ) 助成件数・助成額

区 分		平成 20 年 度	
		件 数	助 成 額 (円)
3歳未満（全診療）		135,175件	260,290,842
3歳以上 就 学 前	歯 科	7,022件	12,795,547
	入 院	214件	3,750,428
合 計		142,411件	276,836,817